

令和6年(ミ)第13号 会社更生事件

決 定

鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号

更生会社 株式会社GS

(旧商号 株式会社エヌシーガイドショップ)

管財人 田中 信一郎

頭書事件について、当裁判所は、管財人の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないことが認められるので、会社更生法239条1項2号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

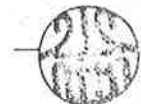
令和8年4月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 杜 下 弘



裁判官 小 西 慶



裁判官 長 岡



これは **正本** である。
抄本

令和8年4月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 柴山卓巳

